顯本法華宗初歩

019921-000-6

特17-744

顯本法華宗初歩

宇垣 卯三郎／著

M27. 5

ABH-0029

顯本法華宗初步

何れも國何れの時代に於ても宗教の必要なるは今更言を費すに及ばず但宗教の邪正は一人に取ては今世來世の禍福苦樂に關し國家に對して盛衰安危に與り以て宗教を擇び定むるは極めて重大の事たり決して從來の習慣に甘んじ妄想我見に任すべきものにあらざるなり當今我國に於ては佛教神道及外教あり此中外教は眞理に背き我國体に害あるを既に一般世人の認むる所なり神道は我國固有の道たるに相違なき

内閣文庫

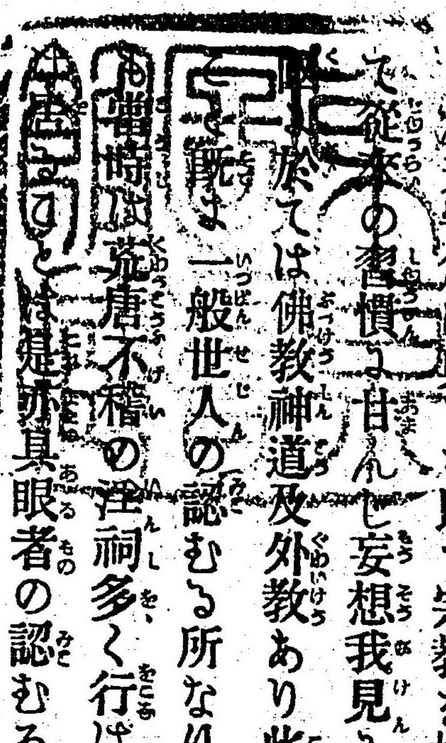

當時は荒唐不稽の淫祠多く行はれ神道の假面を被りて却て國体を傷ふことは是亦具眼者の認むる所なり元來我國の正しき神にありては佛教を讃美し神前に佛法の法味を請ひ玉へるハ神史の記する所にして神道は佛教を離れて獨立し得べき宗教にあらず加之歷朝帝王の佛教

を尊信し玉へる事國史に於て明ふりされば我國民たる者宗教を擇まば信を佛教に取ることそ至當のことにして別に多辯を用せざるべし實に佛教は眞理に契ひ國体を補護し我人をして現在には幸福を進め來世には最上の樂果を獲せしむ所は最善最良の宗教なり

佛教は尊信すべきは勿論なるが佛教中に於て佛自ら淺き教と深き教と一時の方便と無上の眞實とを區別すべき旨を示し玉へり今や各宗互に是非すと雖ども我慢邪見を捨てゝ正直に釋迦牟尼世尊の御本意を討ぬる時は法華經を以て最上眞實は御經となすべきと日を見るよりも見易きことゝふり法華經に云く已に說き〔法華已前の諸經〕今說き〔法華同時の諸經〕當に說かん〔法華已後の諸經〕乃至而も其中に於て法華最も爲れ第一ふりと此佛敕に順はゞ餘經を以て法華經に敵し或は敵せざるも餘經と同等の想をなすものは恰も臣民の國王に敵し或は國王を輕侮する奸賊の如し豈恐れて慎まざるべけんや

法華經に入て佛又自ら迹門經と本門經とを區分し玉へり迹門と云は法華の法に於て僅に半分を明すも未だ全く眞理を盡し玉はず又其修行の方法に於ても當今の機に適合せず此迹門を基として千有餘年の已前に在て法華經を弘め玉へるを天台大師とす故に之を天台法華宗とも又迹門法華宗とも云ふなり本門と云ふは法華の法に於て其全体を明し眞理を究め釋尊大智惠の底を打き大慈悲の奥を盡して顯し說き玉へる無上獨尊の大法ふり此本門の顯れたるを顯本と呼ぶなり宗祖日蓮大聖人は則ち此顯本の法門に基き六百有餘年の已前に法華經を弘め玉へるなり故に之を顯本法華宗とも又は日蓮法華宗とも名るふり然れども日蓮宗

と呼ぶは宗祖御入滅の後數百年を經て云ひ出せる新名なり顯本法華宗と云ふは元來此宗の實名なり宗祖開目鈔に云く顯本せざれば眞の一念三千も顯れず二乘作佛も定まらず猶水中の月を見るか如く根なし草の波の上に浮ぶるに似たり云々と實に顯本の法華にあらずんば當今の我人を救ふ能はざるは佛祖の明に教へ玉ふ所にして苟も日蓮大聖人の流にあるもの一人として反對し得べきにあらざるなり吾曹は日蓮法華宗と呼ぶ宗名に於て强に非難するにあらざれとも現今其宗派の實際に於て上管長より下末派僧徒に至る大に佛祖の本意に背き七派八派に分るゝも互に枝葉之れ爭ひ其宗旨の根本に於ては之を忘却し去て法水日に益々濁亂せんとす法を輕じ衆を欺く其罪決して許すべきにあらざるなり

世人或は顯本法華宗を以て新に創立せられたるものゝ如く思へるものあらん是れ全く顯本法華宗の宗義と來歷とを知らざるの失なり若し能く宗義と來歷とを窺はゞ其宗義の確乎として堅く其法統の秩然として正しきに驚くならん是よゝ極めて簡短に本宗の宗義を述ぶべし

凡そ經典なきの宗教は論ずるに足らず我顯本法華宗の宗義は釋迦世尊の御本懷たる御經と日蓮大聖人の御本意たる御書とに依て悉く証明せられ一として新義異流の說を立つるものなあらず故に之を經卷相承の宗脈と稱す

佛教は廣大無邊の教にて經典は七千餘卷と呼び教理は八萬四千の法門に分れたりされば佛教を信仰せんと欲する者先左の五箇の要義を心得べからず一に日教理の淺深勝劣、是は佛教中何れの教が淺く

〜て劣り何れの教が深く〜て勝れたるやを分別することなり二は日機緣の適否、是は當今の機緣は勝れたるか將た劣りたるかを釋尊の指示に依て之を定め而〜て今日の機緣に適當する教理は何なるかを辨へ知ることなり三は日時節の清濁、是は當時は如何なる時か釋尊は遠く後〜々の時を先見〜て教法適當の時節を切當玉へり之に由て當時は何れの教の利益あるべきやを明むることなり四は日國家の性格、是は國の成立等に就て如何なる教を取るべきかを究むることなり五は日教法流布の前後、是は佛教の弘まるや必ず淺き教より次第に深き教に移るものなりされば深き法の弘まりたる後に淺き教を用ゆべからず譬へば闇夜には提灯を用ゐ明月の夜には提灯用なく又白晝に月の光用なきが如〜已上五箇の要義に就て研究せば教に於て顯本法華は最上眞實なること

顯はれ我國家にも當今の時機にも適當〜佛教各宗の法戰に最後の勝を占むるもの實に我顯本法華宗にあることも亦明々〜白々たらん

右に陳る五箇の要義に於て顯本法華の超勝たることを認め得ば左の三大秘法に依て信仰を決定すべきものとす

一には本門の本尊、本門とは本は本因本果とて本有の佛悟を開く修行の方法と本有の佛悟を開きたる果報の有樣とを云ふ門とは能通の義とて本因本果を得せ〜むる教ふるが故に本門と云ふなり本尊とは多くの義を含めども今一二を示さば本有の尊形と云ふ義ふり誰人の作り〜にもあらず本有より常住にまし〜ます尊き御すがたを備へ玉へるなり又本來尊重と云ふこと是は本來より尊み重ずべき筈のものとの義なり復根本尊崇と云ふこと是は種々崇むべきものあれども其中に於て第一根本

と〜て崇むべきものとの義なり

此本門の本尊の實体は斯かる小册子に述ぶべきにあらざれば玆に悉す能はず今只一言せば一切の眞理を總合〜て其極點に位せる絶妙の法も一切の智恵を總合こゝて其頂上に位せる妙覺の佛も一切の慈悲を總合〜て其最上に位せる圓滿の佛も其佗有ゆる佛菩薩諸天善神皆悉く集まり〜ますのみならず我人を〜て一切の苦を離れ常住の樂を得せしめ玉ふ活ける作用をも備へ玉へる輪圓具足の大本尊なり實に本門の本尊は本有より常住に〜ます尊体に〜て釋迦牟尼佛顯本法華を說き玉ふ時現はれ玉へるを宗祖日蓮大聖人之を寫〜て我人に示〜玉へるなり

二には本門の戒壇、戒はイマシメと讀む是は惡を止めて善を作さ〜むる義なり佛教中戒に四種の區別あり（小乘戒權大乘戒迹門戒本門戒）今本門の戒とは人

世の淺近なることを戒めたるにあらず則ち信仰上に於て佛陀の御本意に背かざることなり人世の事は倫理人道に依り其國風民情に適する樣守るべきは勿論なるが本門の戒は我人が苦の根元を斷ち最上の樂を得るに就て欠くべからざる大戒なり當今の我人は到底區々たる戒体に依り苦の根元を去て最上樂の地位に達する能はざるが故に特に此本門の大戒を示〜玉へるなり夫れ本門戒とは無上の正法を信じ且つ之を弘むるに就て其信仰の節操を變ぜざるを云ふなゝ信仰の節操を貫き得ば佗の諸〳〵の戒を備に持つと同一の功德を獲なり釋迦牟尼世尊自ら之を具足根本戒と名け玉へり抑も信仰の節操とは本門の本尊は一切の正法も一切の智恵も一切の慈悲も一切の功德も一切の作用も皆悉く具足〜玉へる最尊最上の大本尊なることを確信ち滿足〜又次に示す所の本門題目

の安心を動轉さゞること是なり〔壇のこと故さらに此に述べず〕

三には本門の題目、釋迦牟尼世尊有らん限りの智惠を盡〜有らん限りの慈悲を注ぎて法華經壽量品に留める玉ひたる南無妙法蓮華經是なり南無とは天笠の語今其義を云は〜至誠心を盡さゞて何如なることありとも背かざることなり則ち妙法蓮華經に至誠心を盡〜て何如なることあるも背かざる義なり妙法蓮華經とは一念三千の法體に本來より備へたる妙名ふり此名と體とは離れざるのみならず用も亦離れざるなり例せばホウチーホウチーと鳥を逐へば鳥の飛び去りシシシト云へば獸の遁げ去るは則ちホウチーの名に鳳凰の體と鳥を逐ふの用を具へシシの名に獅子の體と獸を逐ふの用を具ふるが如く此は極めて淺近の例証なるが妙法蓮華經の妙名には無上の法體を具へ我人を〜て苦を去り樂を得

せ〜むる廣大ふる御用をも具へ玉へるなり此妙法の力の廣大なると佛陀の力の廣大なるとよ依り我人の力は微弱ふるも至誠心を盡〜て南無妙法蓮華經と信念せは必ず現世に在ては廣大なる守護を蒙むり不祥の災難を免れ幸福の身とふり來世よ於ては常住に〜て滅せざるの體を得最上の樂を受け自由自在の用を現は〜住所も清淨潔白心も身も清淨安泰なることを得べきなり此信念一たび決定せば人世の苦に値て其心を傷らず難よ値て其心屈せず又樂の爲めに流れ安き爲めよ放まなることふく身は修まり家は齊ひ國は榮へ民は安かに〜て今生常よ歡喜の心を以て滿され來世には今日より想像だに能はざる大快樂を得べ〜實に三大秘法は受持こと易く〜て其得る所の利益莫大なり之を先師は修行は淺く功德は深〜是れ妙法の經力に依ると說き玉へり是れ實に赫々明々

たる佛祖の金言なれば假使天は地となり東は西と變ずることあるも此一事に於ては違ふべからず狐疑妄想を捨て〻信仰を此に定むるを得ば眞に幸榮の人となるべきなり

已上陳ぶる所は我宗義海の一滴のみ其詳細を知らんと欲せば宜く宗義要領書宗義要領義解等に就て之を研究すべ〻實に顯本法華宗は其教理に於ては佛教絶對の地位に立ち如何なる教理學說をも調伏する最も高尚なる教なり其安心修行に於ては信念成佛の要道を教へ何如なる愚夫愚婦をも救濟する最も簡易なる教なり伏〻て願くば一天四海悉く邪路を去て普く正道に進み己らんことを南無妙法蓮華經

明治廿七年七月十五日印刷
明治廿七年七月廿二日出版

非賣品

著作兼發行人　岡山縣平民　宇垣卯三郎
岡山縣岡山市中之町貳拾貳番邸

印刷者　岡山縣平民　小坂清作
岡山縣岡山市大字榮町八番邸寄留

印刷所　西尾活版所
岡山縣岡山市大字榮町八番邸

2K-23.